

山梨県森林環境保全推進事業実施要領の運用について

平成24年7月4日	森整第611号
平成29年3月29日	森整第1925号
平成29年9月13日	森整第992号
令和4年3月15日	森整第2188号
令和5年7月31日	森整第882号
令和5年10月31日	森整第1486号
令和5年12月28日	森整第1743号

山梨県森林環境保全推進事業の実施については、山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱（平成24年6月20日森整第290号、以下「要綱」という。）並びに山梨県森林環境保全推進事業実施要領（平成24年6月20日森整第290号、以下「要領」という。）、山梨県造林事業費補助金交付要綱（昭和62年9月9日森整第8-54号、以下「造林事業要綱」という。）、山梨県造林補助事業実施要領（昭和62年9月9日森整第8-55号、以下「造林事業要領」という。）、山梨県造林補助事業実施要領の運用について（平成3年5月8日森整第4-100号、以下「造林事業運用」という。）に加えて上記要綱要領で適用する森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日 13林整整第885号 林野庁長官通知、以下「国事業要領」という。）及び同運用（平成14年12月26日 14林整整第580号 林野庁森林整備部整備課長通知、以下「国事業運用」という。）によるほか、本通知によるものとする。

第1 事業の実施等について

(1) 荒廃森林再生（支援）事業について

ア 事業の実施にあたっては、事業着手前に収量比数（ R_y ）、形状比など補助金の交付要件に適合しているか確認のため、事業主体に標準地を設定させ様式第1号により報告させるものとする。

(ア) 標準地の設定は次のとおりとする。

- a 標準地の規格は、水平距離で $10\text{m} \times 10\text{m} = 100\text{m}^2$ を標準とする。
- b 設定する標準地の数は、1 施行地あたり、原則、2ha 未満は1箇所、2以上5ha 未満は2箇所、5ha 以上は3箇所とする。ただし、地形、林況によりこれによりがたいときは数を変更することができるものとする。
- c 設定した標準地は、要綱第8条第1項に定める竣工検査が完了するまで保存させておくものとする。

(イ) 収量比数の定義

実施要領第2の1-(1)-ア-(ア)-aの収量比数(R_y)とは、森林における立木の混み具合を表す指標で、数値が1.0に近いほど混み合っている森林を表し、次式で算出する値とする。

(収量比数 R_y の算出)

$$V = (a * H_b + c * H_d / N) - 1$$

$$NR_f = 10e^{-f \log H}$$

$$VR_f = (a * H_b + c * H_d / NR_f) - 1$$

$$R_y = V / VR_f$$

V : ha 当たり材積

a ~ f : 樹種別定数

H : 上層木の樹高

N : ha 当たりの成立本数 (本)

V_{Rf} : 最多密度における ha 当たりの材積

N_{Rf} : 最多密度における ha 当たりの本数

(樹種別定数 (a~f) は次のとおり)

樹種	a	b	c	d	e	f
スギ	0.071560	-1.373859	5062.0	-2.869785	5.370947	1.495926
ヒノキ	0.035147	-1.080773	4711.2	-2.922894	5.738400	1.842121
アカマツ	0.077976	-1.201192	9775.3	-3.338925	6.162775	2.137733
カラマツ	0.095669	-1.274434	8833.4	-3.054618	5.529749	1.780184

(ウ) 形状比の定義

実施要領第2の1-(1)-7-(7)-bの形状比とは、立木の幹の形状を表す指標で、次式で算出した値とする。
 形状比=樹高(H)/胸高直径(D) (単位:m)

イ 県が植樹用地として貸付けている森林においては、個人又は地元自治会等が主体的に管理していることを証明できる書類の提示を求め、これを確認した上で事業を実施するものとする。

ウ 国事業要領に定める採択要件には適合しない荒廃森林等において、要領第3の2の協定を締結したうえで、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合、間伐等の森林整備にかかる事業費を関連条件整備として計上できるものとする。なお、森林整備にかかる事業費は造林補助金標準単価を準用するものとし、支援事業費を計上するものとする。

(7) 国補事業地の周辺事業地であり、一体的な整備が可能な場合

(イ) 資材搬入路や森林作業道沿線で国補事業地と一体的な整備が可能な場合

エ 重要インフラ施設周辺の森林整備において、高所作業車等、伐採に仮設設備が必要な場合、その費用を関連条件整備として計上できるものとする。なお、その費用は造林補助金標準単価を準用するものとする。

(2) 広葉樹の森づくり推進(支援)事業について

ア 山火事跡地や造林未実施箇所の計画にあたっては、事前に森林整備課と協議を行なうこと。

イ 県有林内での実施については、公益林において積極的に針広混交林化を行なう箇所で実施するものとし、次のとおりとする。

(7) 実施箇所は獣害頻度の高い箇所で、通常の造林保育では広葉樹の成林が難しい箇所

(イ) その他、知事が必要と認める箇所とする。

ウ 使用する苗木は山梨県林業用種苗生産需給調整要綱（昭和38年3月5日付け林導第3-13号）に基づく需給計画の対象になったもの、その他、知事が適当と認めるものとする。

(3) その他

ア 荒廃森林再生（支援）事業において獣害防除施設を設置する必要があるときは、地域森林計画に定める標準伐期齢に到達したときの一般材生産技術指針に示すhaあたりの立木本数を上回らないものとする。

ただし、現地の状況等により必要な場合は、割増して施工を行なうことができるものとする。

なお、施工資材の選択にあたっては、被害の態様、効果、経費を総合的に検討したうえで選択を行なうよう事業主体を指導するものとする。

イ 現況が森林化している耕作放棄地においては、地域森林計画に編入した上で事業を実施することとし、その手続きは、農地法（昭和27年7月15日法律第229号）第4条による転用許可の他、農業委員会による非農地証明あるいは非農地通知のいずれかによって行なうものとする。

ウ 森林環境保全推進支援事業（以下「支援事業」という。）の関連条件整備活動において施工地を示す看板設置を計画するときは、PR効果の高い個所を選定し、事前に森林整備課と協議を行うこと。

第2 森林作業道整備について

- (1) 森林作業道の構造規格、設計の基準等は、山梨県森林作業道作設指針（平成23年3月22日付け森整第2064号、以下「作設指針」という。）の定めるところによるものとし、補助金の算定については山梨県造林補助事業標準単価（以下「造林事業標準単価」という。）によるものとする。なお、これによりがたいときは、別途、森林整備課と協議すること。
- (2) 森林作業道を保安林等に開設する場合には、関係法令等に基づき、その許可を受けて実施することとする。

第3 補助金額の算出について

- (1) 森林環境保全推進事業（以下「推進事業」という。）における補助金額の算出については、造林事業要領、国事業要領及び国事業運用によるほか森林環境保全整備事業における標準単価等の設定について（平成23年3月31日、22林整整第867号林野庁森林整備部整備課長通知）並びに造林事業標準単価及び本通知に定めるところによる。
- (2) 支援事業のうち推進事業に係る所有者負担相当分の補助対象経費については、造林補助事業標準経費から国庫補助分と県義務負担分を控除して得た額とする。

- (3) 支援事業のうち、関連条件整備活動及び耕作放棄地編入調査以外の国庫補助の対象とならない造林種別については、造林事業標準単価を用い、間接費を加算して算定するものとする。
- (4) 支援事業のうち、関連条件整備活動及び耕作放棄地編入調査については、造林事業標準単価（共通仮設費を含まない。）に実施数量を乗じて得た額の合計とする。
- (5) 支援事業のうち、関連条件整備活動（共通）については、別に定める標準単価に実施数量を乗じて得た額を計上できるものとする。
- (6) 間伐木の搬出材積の確認は次によるものとする。
- ア 原則として、事業主体が確認を行ない、様式第2号により報告するものとする。
- イ 確認の方法は、搬出木の平均的な単木の末口直径の材積を次式により求め、搬出木の本数を乗じて求めるものとする。
- (ア) 長さが6m未満の丸太材積＝末口直径²×長さ
（末口直径、長さはm単位、材積は小数点以下第4位を四捨五入）
- (イ) 長さが6m以上の丸太材積＝（末口直径＋（L′－4）/2）²×長さ×1/10,00
（末口直径：cm単位、L′：小数点以下切り捨てm単位、長さ：m単位、材積は小数点以下第4位を四捨五入）
- ウ 竣工検査時に搬出木がすでに市場等に出荷されており、上記アに基づく数量等が直接確認できない場合は、出荷伝票あるいは納品伝票の提示を求め搬出木の材積を確認するものとする。
- エ 搬出した間伐木を森林所有者等が自家用に使用する場合については、検知野帳等材積が証明できる書類の提出を求め確認するものとする。
- (7) 上記（1）から（6）に基づき算出した補助金額については、様式第3号に定める山梨県森林環境保全推進事業補助金算定表に整理すること。なお、間伐については、切捨て・搬出別、査定単位別に整理すること。

第4 補助金の交付に係る予算の令達について

補助金の交付に必要な予算の令達については、所管林務環境事務所長からの令達依頼に基づいて、森林整備課が行うものとする。

所管林務環境事務所長は、様式第4号により令達依頼を行なうものとする。

第5 竣工検査について

竣工検査の方法については、山梨県造林補助事業竣工検査内規（昭和59年6月30日指第6-47号、以下「内規」という。）を山梨県森林環境保全整備事業竣工検査内規と読み替え準用して行なうものとする。

ただし、要綱、要領に規定があるものについてはこれによるものとする。

なお、要領第3の4に定める竣工検査において、同箇所において実施の推進事業と支援事業で重複する書類については、同時申請の場合に限り、「実測図は番号〇〇の整理番号〇〇と併合処理」などと表示することにより、支援事業への添付を省略することができる。

第6 鳥獣害防止施設等整備について

荒廃森林再生（支援）事業及び広葉樹の森づくり推進（支援）事業にて整備した鳥獣害防止施設等について、気象害等の要因により、本来の機能が十分発揮されない状態となった場合、その補修にかかる事業費を計上できるものとする。なお、その事業費については、造林補助金標準単価を準用するものとし、支援事業費を計上するものとする。

事業実施箇所林況調査票

事業主体

事業箇所

標準地 胸高直径階		面積						林齢	
		①	②	③	④	⑤	⑥	本数計 (B)	直径合計 (A)
6	本数							0	0
8	本数							0	0
10	本数							0	0
12	本数							0	0
14	本数							0	0
16	本数							0	0
18	本数							0	0
20	本数							0	0
22	本数							0	0
24	本数							0	0
26	本数							0	0
28	本数							0	0
30	本数							0	0
32	本数							0	0
34	本数							0	0
36	本数							0	0
38	本数							0	0
40	本数							0	0
合計	本数	0	0	0	0	0	0	0	0

- 平均胸高直径 = (A) ÷ (B) _____ cm
- 搬出間伐の有無及び材積 _____ m³/ha
- 収量比数 (R_y) = _____
- 形状比 = _____
- 獣害の有無及び原因獣 _____ 原因獣 ○○○

注1) 平均胸高直径調査表と合わせ、標準地内の標準木にスケールを当て撮影した写真を添付すること。
 注2) 設定する標準地は、運用第1-(1)-ア-(7)によるものとする。

山梨県森林環境保全推進事業 間伐に係る搬出木の材積確認表

確認者 職・氏名	職名 氏名
確認年月日	令和 年 月 日
事業主体名	

間伐実施箇所の所在				単木平均 末口径(m)	単木平均長(m)	本数(本)	材積 ₃₎ (m ³)	備 考
市町村	(町)・大字	字	地番					
計								

- 注1) 補助金申請単位で記載すること。
- 注2) 該当地番は全て記載すること。
- 注3) 材積の算出にあたっては、山梨県森林環境保全推進事業実施要領の運用によること。
- 注4) 確認状況写真を添付すること。
- 注5) 材積計算上の因子を変える必要がある場合は、表を適宜補正すること。

山梨県森林環境保全推進事業補助金算定表

整理番号	造林種別	森林環境保全推進事業（造林補助金）											森林環境保全推進支援事業（造林補助金以外）									
		実施面積 (ha)	標準単価 (税込:円)	福利 評点	福利率 (%)	現場監督 費率 (%)	間接費率 (%)	査定 係数	標準経費	査定経費	国庫補助 額	県費補助 額	補助金 合計	実施面積 (ha)	標準単価 (税込:円)	福利 評点	福利率 (%)	現場監督 費率 (%)	間接費率 (%)	補助金額 (所有者 負担相 当)	補助金額	
		①	②				③	④	⑤=(②×((1+③) ÷100))×①(切 捨)	⑥=④×⑤(切 捨)	⑦=⑥×0.3	⑧=(⑥× 0.4)-⑦	⑦+⑧	⑩	⑪					⑨=⑤-(⑦+ ⑧)	⑫=⑩×⑪	
	搬出間伐（架線）10m3以上																					
	伐捨間伐																					
	獣害防除																					
	森林作業道開設																					
	伐採木の林内集積																					
	関連条件整備活動（間伐）																					
	関連条件整備活動（作業道）																					
	.																					
	.																					
	.																					
	.																					
	.																					
	合計																					

注1) 整理番号は、山梨県造林事業費補助金交付要綱に基づく整理番号と一致させること。
 注2) 造林種別は、山梨県森林環境保全推進事業補助金交付要綱第4条別表の造林種別を記載すること。
 注3) 森林環境保全推進支援事業に係る関連条件活動については、間接費は計上しない。

令和 年度 山梨県森林環境保全推進事業令達依頼書

森林整備課
森林・育成緑化担当 御中

所属
職・氏名
年月日

〇〇林務環境事務所

(単位：円)

事業区分	事業分類	事業コード		国庫補助金	県義務負担相当分	所有者負担相当分	所有者負担分	合計	備考
森林環境保全推進事業	荒廃森林再生事業	8139-01	既令達額						
			今回令達額						
			小計						
森林環境保全推進支援事業	荒廃森林再生支援事業	8143-01	既令達額						
			今回令達額						
			小計						
森林環境保全推進事業	里山再生事業	8139-01	既令達額						
			今回令達額						
			小計						
森林環境保全推進支援事業	里山再生支援事業	8143-01	既令達額						
			今回令達額						
			小計						
森林環境保全推進事業	広葉樹の森づくり推進事業	8139-01	既令達額						
			今回令達額						
			小計						
森林環境保全推進支援事業	広葉樹の森づくり推進支援事業	8143-01	既令達額						
			今回令達額						
			小計						
森林環境保全推進事業		8139-01	既令達額						
			今回令達額						
			計						
森林環境保全推進支援事業		8143-01	既令達額						
			今回令達額						
			計						

注1) 事業分類毎に記載すること。

注2) 所有者負担相当分欄には、国庫補助金対象に係る所有者負担分を記載すること。所有者負担分欄には、国庫補助対象以外を記載すること。